

令和5年5月8日

市内各小・中学校保護者 様

北本市教育委員会  
教育長 神子 修一

### 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の北本市内小・中学校の教育活動について

立夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日ごろ新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る様々な対応にご協力いただいておりますことに改めて感謝を申し上げます。

さて、令和5年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行され、併せて文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改定されました。その中では、感染状況に応じて機敏に講ずべき措置を取り、授業や部活動、各種行事等の学校教育活動を継続し、児童生徒の学びを保障していくことが必要であると示されております。

今後の本市における基本的な学校運営の方針は、「感染状況に合わせた教育活動の展開と感染症予防の実施」といたします。それに伴い各学校においては、市のガイドラインを基準として、在籍児童生徒や地域の感染状況に応じてこれまで蓄積してきたデータや経験を活用し、感染症拡大防止策を施しながら教育活動を実施いたします。

新型コロナウイルス感染症対策については、これまでとは大きな変化が伴いますが、これからも子供たちの心情に寄り添いながら、教育活動を実施してまいります。

つきましては、本日新たにお示しした対応を、下記のとおり取らせていただきます。これまでも、各ご家庭におかれまして、日常的な換気や手洗い等の対策を講じていただいていることとは存じますが、子供たちが安心・安全な学校生活を送る上で何卒ご理解・ご協力をいただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 学校運営の基本方針について

- ・感染状況を踏まえ、感染が落ち着いている平時と感染拡大時において感染症拡大防止策を変更しながら、児童生徒の学びを止めない教育活動を展開する。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の詳細につきましては、別紙をごらんください。

## 2 マスク着用の考え方について

- ・学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ・これまでマスクを着用しての生活が長く続いたこともあり、様々な理由により自身がマスクを外すことへの不安や周囲のクラスメイトがマスクを外すことによる感染不安がある児童生徒もいることが考えられます。そのため、マスクの着用については一律強制するものではなく、メリハリのある柔軟な取扱いといたします。

## 3 その他

- ・帰宅時及び食事前など、ご家庭においても石けんと流水によるこまめな手洗いをおこなうなど基本的な感染対策の実施を引き続きお願いします。

## 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の 北本市内小・中学校の教育活動について

北本市教育委員会

### 1 マスクの着用について

- 着用を求めないことを基本とし、着用については、個人の選択を尊重します。
- マスクを外すことに抵抗がある生徒・教職員がいる可能性もあるため、一律強制にマスクを外させるものではありません。
- 熱中症のリスクを踏まえ、体育の授業や運動部活動の活動時、登下校などではできるだけ外すよう指導します。
- 新型コロナウイルス感染症に感染し、かつ発症した場合、出席停止解除後も発症から10日間はお子様に対してマスク着用を推奨いたします。ただし、その際もマスクの着用を強いることがないように十分注意するとともに、児童生徒間で感染の有無やマスクの着用の有無によっていじめ、差別、偏見がないよう適切に指導します。

### 2 登校前・登下校時

- 健康チェックカード等の提出は不要となりますが、引き続きお子様の健康状況の把握をお願いします。
- 風邪症状（発熱・喉の痛み・咳等）があり、欠席する場合には、学校にご連絡ください。
- 風邪症状がある場合には、できる限りかかりつけ医等で受診してください。
- 検査の結果、新型コロナウイルス感染症陽性となった場合などは「出席停止」となります。また、PCR検査等の受検結果が出るまでの間は「出席停止」となります。
- PCR検査等の検査結果や医師の指示がない場合の欠席は「病欠欠席」となります。  
※検査等を受検した場合でも、結果が陰性だった場合には、検査実施日まで遡って「病欠欠席」となりますのでご了承ください。
- 家族や同居人が新型コロナウイルス感染症陽性となった場合でも、お子様本人に症状がなければ、登校は可能です。
- 出席停止の取扱い及び出席停止期間は以下のとおりとします。

	対象者	期間
①	陽性者（有症状）	発症した後5日が経過し、かつ症状が軽快（解熱剤を使用せずに解熱し、呼吸器症状が改善傾向にある状態）した後1日を経過するまで
②	陽性者（無症状）	陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日が経過するまで
③	体調不良者（医師等から登校を控えるよう指示された者）*別記参照 例) 家庭内に陽性者がおり、児童生徒も風邪症状あるがPCR検査等が陰性であった場合	学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで

<b>④ PCR検査等を受検した者</b>	<b>検査実施日から検査結果が出るまで</b>
-----------------------	-------------------------

※お子様から学校で検温や健康観察をした際に発熱や風邪症状を確認した場合で早退をする場合には、保健室等にてお子様を待機させます。その後、保護者の方に連絡をさせていただきます。

\*別記…受診の結果、新型コロナウイルス感染症等の感染症法で分類される感染症でない診断だった場合には「病欠」となります。

## 2 学校生活

- 正しい手洗いの仕方について指導し、特に外から教室等に入る時や給食前後、トイレ後等、こまめに手洗いを行います。
- ※基本的には流水と石鹸で行いますが、石鹸による手荒れの心配がある場合は、流水でしっかり洗う等の配慮を行います。また、したい場合には手指消毒についても実施できるよう準備をします。
- 手拭き用のハンカチ等及び場面に応じて活用するマスクを準備してください。
- 各教室は、気候上可能な限り常時換気に努めます。
  - ・体温調節が必要な場合もあるので、天候によっては上着（中学校は学校指定のジャージ）を持たせてください。

## 3 授業（教育活動）

- これまでと同様に ICT を活用した「主体的で対話的で深い学び」を実現できる授業を展開します。
- 学校内や地域における感染拡大時には、感染の可能性が高い一部の実技指導（狭い空間等での歌唱指導、調理実習、近距離で組み合ったり接触したりする運動、密集して長時間活動するグループ学習など）については、学校の実態に応じ感染防止対策を実施しながら実施します。

## 4 給食

- 給食準備前の手洗いを実施します。
- 配膳を行う児童生徒、教職員に発熱や風邪症状がないか、マスクの着用など衛生的な服装であるか、手洗い実施したかを必ず確認します。
- 会食中は周囲に飛沫を飛ばさないように注意を図ります。そのため、隣接する児童生徒同士の簡単な会話は可能ですが、大きな声での会話は禁止といたします。（※発達段階により声の大小等の指導が難しい場合においては、会話をすることを控えさせることもあります。）
- 当面の間、対面での喫食は控えます。
- 自分の食器等は自分で片付けるよう指導します。
- 給食後の歯磨きは、手洗い場の密集を避ける等の工夫を行いながら学校の実態に応じて実施します。歯磨きができない場合には、ブクブクうがいを励行します。

## 5 部活動

- 感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、参加しないことを安心して選択できる環境を整えます。
- 部活動で使用する用具やタオル類の貸し借りはしないよう指導します。
- 体育館や教室など屋内で活動する場合は、サーキュレーター等を活用し換気を実

施します。

- 部活動内で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されても、発生人数に応じた活動停止措置は行いません。ただし、部活動内で感染が拡大し、集団感染のおそれがある場合等には、1～3日の活動停止となる場合があります。

## **6 その他**

- お子様が医療機関等においてPCR検査や抗原検査を受ける（受けた）場合には、学校まで速やかに連絡を入れてください。
- 令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないうこととなります。
  - ① 同居している家族が陽性となった
  - ② 学校で陽性者と接触があり、感染対策を行わずに飲食を共にした場合であっても、本人の新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない場合には、出席停止にはなりません。
- 登校させることに不安がある場合は、学校もしくは教育委員会にご相談ください。
- 感染者に対して、また、マスクの着用の有無による差別や偏見が起きないように引き続き指導します。
- 今後、国や県から新たな方針等が出された場合や地域の感染状況に変化があった場合は対策を変更することがあります。